

福岡県公報

平成24年11月27日
第3449号

目次

告示 (第1946号 - 第1980号)

- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁業管理課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良事業の認可申請の適否決定 (農村森林整備課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 6
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 7
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 8

- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 11
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 12
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 12
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 12
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 13
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 13
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 13
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 14
- 公 告**
- 普通肥料の検査の結果 (経営技術支援課) 14
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 14
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) 15
- 平成24年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表 (工業保安課) 15

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	15
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	17
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	21
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	25
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	31
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) ……………	35

告 示

福岡県告示第1946号

次の加入区において平成20年11月福岡県告示第1902号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成24年11月26日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 大野島加入区

福岡県告示第1947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン久留米（本館）
- (2) 所在地 福岡県久留米市新合川一丁目39番地ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン久留米（別棟）
- (2) 所在地 福岡県久留米市新合川一丁目2番地ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1949号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 NPO法人ぼっけ
- (2) 代表者の氏名

柳川 武士

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲588番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校児及びその家族に対しての相談支援事業、子育て支援に関する講演及び相談支援事業並びにそれらに関する情報発信事業などを実施し、子育ての支援や児童の健全育成などを通して、よりよい家族関係や人間関係の構築を図り、子どもの健全育成などの分野において公益の増進に寄与していくことを目的とします。

福岡県告示第1950号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人ヘルパーステーションハートフル
- (2) 代表者の氏名
山本 涼太
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県中間市通谷3丁目8番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護、福祉を中心とした支援事業を行い、高齢者が安心して住めるような地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1951号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人子援会
- (2) 代表者の氏名
豊田 恭正
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市大字草木85番地9
- (4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、中等度から軽度発達障害児に対し、保育園や幼稚園、学校、療育施設との連携を強め、早期に発見し、必要な療育を提供することで、児の生活の質を高め、より社会に適応できるよう、各種調査事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことで、地域への啓蒙活動及び連携の強化、直接的なサービスを提供し、地域密着型の療育システムの確立に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、中等度から軽度発達障害児に対し、保育園や幼稚園、学校、療育施設との連携を強め、早期に発見し、必要な療育を提供することで、児の生活の質を高め、より社会に適応できるよう、各種調査事業、児童福祉法に基づく通所支援事業を行うことで、地域への啓蒙活動及び連携の強化、直接的なサービスを提供し、地域密着型の療育システムの確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1952号

上毛町唐原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

土地改良区の役員の就任及び退任（平成22年5月福岡県告示第871号）は取り消す。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
高面 正憲	築上郡上毛町大字下唐原 427 番地 1

2 就任監事

氏名	住所
宮本 健一	築上郡上毛町大字下唐原 643 番地

福岡県告示第1953号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成24年11月6日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（岩本地区）	土地改良事業計画書の写し	平成24年11月27日から平成24年12月26日まで	糸島市役所
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（井原地区）	土地改良事業計画書の写し	平成24年11月27日から平成24年12月26日まで	糸島市役所
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（本地区）	土地改良事業計画書の写し	平成24年11月27日から平成24年12月26日まで	糸島市役所

糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業（東地区）	土地改良事業計画書の写し	平成24年11月27日から平成24年12月26日まで	糸島市役所
------------	------------------	--------------	----------------------------	-------

福岡県告示第1954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町清水 814 番 1 先から みやま市山川町重富 110 番 1 先まで	6.5 ～ 25.7	4,409.4
			前	みやま市山川町清水 814 番 1 先から みやま市山川町重富 110 番 1 先まで	9.4 ～ 48.6	4,310.0
			後	みやま市山川町清水 814 番 1 先から みやま市山川町重富 106 番 1 先まで	6.5 ～ 25.7	4,505.0
			後	みやま市山川町清水 814 番 1 先から みやま市山川町重富 106 番 1 先まで	11.8 ～ 66.0	4,419.5

福岡県告示第1955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町小野1656番先から みやま市高田町舞鶴594番1先まで

福岡県告示第1956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大介443	ひがしはら整形外科医院	大牟田市大字田田隈 830 - 1	H24・9・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
粕介歯51	新宮スマイル歯科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4丁目 17 - 22	H24・11・1	居管・予居管
古介歯61	かねがえ歯科クリニック	古賀市舞の里 3丁目 4 - 6 - 2F	H24・10・25	居管・予居管
宗遠介歯1	水巻歯科診療所	遠賀郡水巻町頃末南 3丁目 8 - 12	H23・4・1	居管・予居管
糸島地介薬52	志摩調剤薬局	糸島市志摩桜井 2435 - 23	H24・10・1	居管・予居管
田川介薬51	湊調剤薬局田原店	田川郡川崎町大字田原 1021 - 13	H24・11・1	居管・予居管
柳居56	訪問看護ステーションcuore	柳川市三橋町蒲船津 408	H24・11・1	訪看・予訪看

田川居277	はろうず訪問看護ステーション	田川郡春香町大字中津原 1246 - 17	H24・11・1	訪看・予訪看
直居110	デイサービスセンターフレンズ	直方市大字感田 1973 - 1	H24・11・1	通介・予通介
直居109	ヘルパーステーションフレンズ	直方市大字感田 1973 - 1	H24・10・1	訪介・予訪介
飯居308	介護ショップほのほの	飯塚市伊岐須 703 - 1	H24・10・1	福販・予福販
飯支90	ケアプランサービス花水木	飯塚市上三緒 887 - 1	H24・10・17	居支
飯居309	デイサービスセンター向陽	飯塚市上三緒 887 - 1	H24・10・17	通介・予通介
飯居310	ヘルパーステーション向陽	飯塚市上三緒 887 - 1	H24・10・17	訪介・予訪介
柳支13	生き活きケアプランサービス	柳川市三橋町蒲船津 408	H24・11・1	居支
柳居55	生き活き式番館	柳川市三橋町蒲船津 408	H24・11・1	通介・予通介
柳居54	ろんろんヘルパーステーション	柳川市大和町徳益 486 - 3	H24・10・1	訪介・予訪介
朝倉居56	訪問介護八	朝倉市菩提寺 487 - 1	H24・10・1	訪介・予訪介
行居95	デイサービスセンターさらい	行橋市大字延永 90 - 1	H24・10・1	通介・予通介
行居96	ヘルパーステーションさらい	行橋市大字延永 90 - 1	H24・11・1	訪介・予訪介
中居68	リハビリテーションデイサービススタート	中間市長津 3丁目 4 - 26	H24・10・1	通介・予通介
筑紫居74	よこみぞ医院デイサービスつかさ	筑紫野市大字立明寺 509 - 1	H24・10・1	通介・予通介
筑紫居75	はるはうすデイサービスセンター	筑紫野市大字原 166 - 108	H24・10・29	通介・予通介
筑紫居71	二日市温泉長寿苑そよ風	筑紫野市武蔵 1丁目 1 - 24	H24・10・1	訪介・予訪介

筑紫居72	ヘルパーステーション吉木	筑紫野市大字吉木 1728	H24・10・1	訪介・予訪介
筑紫居73	デイサービスセンター吉木	筑紫野市大字吉木 1728	H24・10・1	通介・予通介
像居73	訪問介護サービスおおしま	宗像市石丸3丁目4-18 (レジデンス福岡西側店舗)	H24・6・1	訪介・予訪介
像支37	ケアプランセンターフロウ	宗像市石丸3丁目4-18 (レジデンス福岡西側店舗)	H24・10・1	居支
古居54	デイサービスけやき通り古賀	古賀市美明2丁目1-6	H24・10・1	通介・予通介
筑紫地居38	フレッシュライフ	筑紫郡那珂川町仲2丁目1-13	H24・11・1	通介・予通介
筑紫地居37	イーライフ那珂川	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1	H24・11・1	通介・予通介
粕居127	みかさの里デイサービスきふね	糟屋郡宇美町貴船1丁目30-1	H24・10・1	通介
粕居128	みかさの里訪問介護事務所	糟屋郡宇美町貴船1丁目30-1	H24・10・1	訪介
福津居47	デイサービス遊里乃杜	福津市渡池尻 462-7	H24・11・1	通介・予通介
福津居45	デイサービス福津健康長寿園	福津市渡 1892-63	H24・8・1	通介・予通介
福津居46	ヘルパーステーション福津健康長寿園	福津市渡 1892-63	H24・9・1	訪介・予訪介
福津居48	ヘルパーステーション遊里乃杜	福津市渡池尻 462-7	H24・11・1	訪介・予訪介
宗遠居31	ヘルパーステーションたかくら	遠賀郡岡垣町東高倉2丁目21-2	H24・10・1	訪介・予訪介
嘉鞍居7	デイサービスくらて	鞍手郡鞍手町大字中山 2446-48	H24・11・1	通介・予通介
嘉鞍居8	ヘルパーステーションきぼう	鞍手郡鞍手町大字中山 2263-30	H24・11・1	訪介・予訪介
直居42	直方診療所ダイケア	直方市大字山部喜藤太 504	H16・4・1	通り・予通り

福岡県告示第1957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野居28	愛ケアプランサービス	愛ヘルパーステーション	大野城市川久保3丁目3-23	H24・7・1
粕居114	介護24まどか	まどか	糟屋郡志免町大字吉原754-1（脇坂アパートA）	H24・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯介薬45	スマイル薬局	飯塚市幸袋 289-11	飯塚市幸袋 114-2	H13・9・25
八女支28	ケアプランRON	八女市川犬泉島1091-3	柳川市大和町徳益 486-3	H24・10・1
八女居84	介護ショップRON	八女市川犬泉島1091-3	柳川市大和町徳益 486-3	H24・10・1

福岡県告示第1958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、

生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
う介療2	筑後吉井こころホスピタル	うきは市吉井町216-2	H24・10・31
田介87	佐野産婦人科医院	田川市大字伊田新橋通3513-3	H24・9・30
柳介歯61	かばしま歯科医院	柳川市城隅町8-6	H24・9・20
田川介薬17	有限会社上村薬局川崎店	田川郡川崎町大字田原1021-10	H24・9・30
筑紫地居30	あすへのよろこびデイサービス	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1-31-101	H24・9・30
筑紫地31	介護予防センターboardyreset那珂川	筑紫郡那珂川町片縄2丁目1番地	H24・10・31

福岡県告示第1959号

福岡都市計画事業香椎副都心土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構から、換地処分を完了した旨の届出が平成24年11月1日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1960号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生90	うえだ皮膚科クリニック	太宰府市大佐野3丁目1-50	H24・9・14
糸島地生90	平野記念医院	糸島市前原中央1丁目6-10	H24・10・1
八女生133	古川脳神経外科医院	八女市馬場603番	H24・11・1
大生444	安武医院	大牟田市不知火町2丁目136	H24・10・1
粕生歯51	新宮スマイル歯科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目17-22	H24・11・1
筑紫生歯68	おだ歯科医院	筑紫野市原田6丁目7-5	H24・10・1
筑紫生歯69	うえだ歯科医院	筑紫野市美しが丘南3丁目406-10	H24・11・1
う生歯16	中村歯科くりにつく	うきは市浮羽町高見1428-4	H24・11・1
糸島地生薬57	新生堂薬局 前原中央店	糸島市前原中央1丁目6番13号	H24・11・1
田川生薬51	湊調剤薬局 田原店	田川郡川崎町大字田原1021-13	H24・11・1
田生薬78	星美台調剤薬局	田川市大字糀1700-339	H24・11・1
京生薬73	もみじ薬局	京都郡荊田町富久町2丁目28番地-1	H24・11・1
田川生訪12	はろうず訪問看護ステーション	田川郡香春町大字中津原1246番地17	H24・11・1

福岡県告示第1961号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生87	平野記念医院	糸島市前原中央1丁目6番10号	H 24・9・30
大生202	安武医院	大牟田市不知火町2丁目136	H 24・9・30
大生295	医療法人大林眼科医院	大牟田市本町3丁目7-11	H 24・10・1
田生87	佐野産婦人科医院	田川市大字伊田新橋通 3513 - 3	H 24・9・30
田川生歯106	釜木歯科医院	田川郡添田町大字添田 2198 - 4	H 24・8・29
田川生薬17	有限会社上村薬局川崎店	田川郡川崎町大字田原 1021 - 10	H 24・9・30

福岡県告示第1962号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
嘉鞍生歯1	加藤歯科医院	やはら歯科医院	鞍手郡小竹町大字勝野3318	H 24・10・1
飯生訪8	医療法人康和会いずみのさわ在宅ケアセンター訪問看護事業所	医療法人康和会柴田みえこ在宅ケアセンター訪問看護ステーション	飯塚市鶴三緒1546-3	H 24・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生319	医療法人道生会山崎産婦人科小児科医院	糟屋郡宇美町大字宇美3120-2	糟屋郡宇美町宇美中央1丁目2番13号	H 24・10・13
像生歯52	医療法人フィロソフィア徳永歯科クリニック	宗像市自由ヶ丘南2丁目2-7	宗像市赤間駅前1丁目2番1号-101号	H 24・9・24
粕生薬79	なの花薬局	糟屋郡新宮町大字三代782-11	糟屋郡新宮町夜白5丁目5-19	H 24・10・1
粕生薬128	マリナ薬局仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	糟屋郡粕屋町甲仲原2丁目11-1	H 24・9・22
京生薬50	有限会社たいへい調剤薬局	築上郡上毛町大字東下1577-3	築上郡上毛町大字東下1581番地1	H 24・10・1
飯生訪8	医療法人康和会柴田みえこ在宅ケアセンター訪問看護ステーション	飯塚市勢田 1806 - 1	飯塚市鶴三緒 1546 - 3	H 24・9・1

福岡県告示第1963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を

む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ22	石田 美香(マッサージ工房いやし)	直方市溝堀1丁目5-17	H 24・10・1
田生マ16	西崎 誠(マッサージ工房あんじゅ)	田川市大字楠2119-9	H 24・11・1
田生マ17	石田 美香(マッサージ工房あんじゅ)	田川市大字楠2119-9	H 24・11・1
田生マ18	藤岡 誠(マッサージ工房あんじゅ)	田川市大字楠2119-9	H 24・11・1
朝倉生マ15	稲葉 美奈子(訪問マッサージ癒し庵)	朝倉市甘木1800-2	H 24・10・11
大野生マ5	井筒 純男(訪問マッサージわかば)	大野城市雑餉隈町3丁目4-21 メゾンコンフォート101号	H 24・10・23
飯生マ51	長友 勝則(訪問マッサージ福)	飯塚市横田851番地5	H 24・3・1
飯生マ52	森 桂(わらい)	飯塚市立岩1077-219	H 24・11・1
田川生マ35	福永 貴浩(興健堂)	田川郡福智町伊方2452-12	H 24・8・1
粕生マ33	瀧本 辰喜(在宅マッサージあい)	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	H 24・8・16
飯生柔58	長谷川 寛(みのり鍼灸整骨院)	飯塚市東徳前6-18	H 24・10・22
宗遠生柔9	前田 隆彦(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1
宗遠生柔10	藤谷 英敏(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1

宗遠生柔11	廣松 成俊(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1
--------	----------------	------------------	-----------

福岡県告示第1964号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
嘉麻生マ41	福永 貴浩(興健堂)	嘉麻市上487-1	H 24・8・1
大野生柔28	安河内 雅之(道の駅整骨院)	大野城市錦町4丁目3-33 JGMヴェルデ春日原駅前505号	H 24・10・30
宗遠生柔2	廣松 成俊(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1
宗遠生柔3	前田 隆彦(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1
宗遠生柔7	藤谷 英敏(ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	H 24・10・1

福岡県告示第1965号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔 46	黒田利行(黒田整骨院)	大牟田市臼井町 171	大牟田市桜町 48 - 2	H 23・8・8

福岡県告示第1966号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江酒見線間	大川市大字三丸1111番3先から 大川市大字三丸1117番1先まで

福岡県告示第1967号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン福岡東ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1968号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ショッピングモールなかま
- (2) 所在地 福岡県中間市上蓮花寺一丁目1-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1969号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・モール春日
- (2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1970号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・モール春日
- (2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1971号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス白水店
- (2) 所在地 福岡県春日市上白水四丁目54番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

- (5) 騒音の発生に係る事項

・室外機が今後、劣化が進むにつれ騒音の苦情が予想されるため、こまめに点検をお願いします。

- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (8) その他

意見なし

福岡県告示第1972号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人小羊の里
- (2) 代表者の氏名

森田 美穂

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区拾六町2丁目11番10号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、循環し調和に富む自然環境の保全と、健康で安全、安心な社会環境づくりに関する事業を行い、自然を回復させ、人類の平和と幸福の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1973号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人小郡市の歴史を守る会

(2) 代表者の氏名
岡本 政隆

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県小郡市松崎789番地

(4) 定款に記載された目的
この法人は、小郡市民及びその他の住民に対して、小郡市の歴史と文化の保存活用に関する事業を行い、市民文化の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1974号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113

条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（久留米地区）	平成22年6月10日
農道整備事業（久留米地区）	平成21年3月30日
農業用ため池整備事業（久留米地区）	平成19年3月23日

福岡県告示第1975号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年11月27日から同年12月11日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
宇美都市計画道路
3・3・1号志免宇美線の変更
3・3・2号粕屋宇美線の変更
3・3・9号大野城長谷線の変更
3・3・10号木河太宰府線の変更
3・4・8号辻荒木佐谷線の変更
3・4・11号下宇美炭焼線の変更
3・4・6号四王寺坂若草線の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域

糟屋郡宇美町大字宇美字表田、大字宇美字正籠、大字宇美字脇ノ田、大字宇美字山ノ内、ゆりが丘三丁目、大字炭焼字船石、四王寺坂一丁目、大字宇美辻ノ園、大字宇

美字石見堂、宇美五丁目、宇美六丁目の各一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
宇美町都市整備課

福岡県告示第1976号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年11月27日から同年12月11日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
大牟田都市計画道路
3・5・7号渡瀬駅・黒崎線の変更
3・4・14号江浦・原線の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
みやま市高田町今福、濃施の各一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
みやま市都市計画課

福岡県告示第1977号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市長野字駒ノ頭364の2、364の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1978号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱980の9から980の11まで、1540の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	柳川線 筑後	前	筑後市大字水田422番先から 筑後市大字水田344番先まで	4.0 ～ 25.0	76.0
			前	筑後市大字水田321番先から 筑後市大字水田344番先まで	5.0 ～ 12.0	96.0
			後	筑後市大字水田323番1先から 筑後市大字水田382番1先まで	4.0 ～ 25.0	83.0

福岡県告示第1980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川線 筑後	筑後市大字水田323番1先から 筑後市大字水田382番1先まで

公 告

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

平成24年9月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	位登産業株式会社	72.0消石灰	主成分 -AL				

- 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。
AL-アルカリ分
- 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称
警察統合情報通信ネットワーク用通信機器賃

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成24年10月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリーリース株式会社 福岡営業部

(2) 住所

福岡市中央区天神1丁目13-6

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

209,977,740円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成24年9月18日

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等	承認年月日
----	----	------	-------

		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町	2,500円	7,500円	平成24年10月24日

公告

平成24年度砂利採取業務主任者試験（平成24年11月9日実施）の合格者を次のように発表する。

平成24年11月27日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	8
---	---

監査委員

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員 小串 正 伸
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等 5 機関
 - (2) 監査対象期間：平成23年度
 - (3) 監査実施期間：平成24年 5 月15日～平成24年 6 月15日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監 査 実 施 日
健康増進課（病院事業）	平成24年 6 月 5 日～平成24年 6 月 6 日
医療指導課（病院事業）	平成24年 6 月 5 日～平成24年 6 月 6 日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成24年 6 月12日～平成24年 6 月15日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成24年 5 月15日～平成24年 5 月16日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成24年 5 月22日～平成24年 5 月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかについて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等 3 事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、財団法人福岡県農業振興推進機構等4団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県農業振興推進機構等 4 団体
- (2) 監査対象期間：平成23年度
- (3) 監査実施期間：平成24年 6 月20日～平成24年 7 月11日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監 査 実 施 日
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成24年 6 月20日から 平成24年 6 月21日まで
福岡県道路公社	平成24年 6 月26日から 平成24年 6 月27日まで
福岡県土地開発公社	平成24年 6 月28日から 平成24年 6 月29日まで
公益財団法人 アクロス福岡	平成24年 7 月10日から 平成24年 7 月11日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容

別表のとおり。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	<p>農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地保有合理化に関する事業 2 農業公共用地の取得、管理及び処分に関する事業 3 農業担い手の確保及び育成に関する事業 4 就農支援資金の貸付けに関する事業 5 営農指導力向上等対策に関する事業 6 農産物のブランド化推進に関する事業 7 農産物の認証制度に関する事業 8 都市と農村の交流に関する事業 9 県産農林水産物輸出応援ファンドの助成金交付及び管理事業 10 その他機構の目的を達成するため必要な事業 	<p>県は、基本金の88.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに当機構の債務について損失補償を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○福岡県就農支援資金貸付金 112,783,000円 (うち平成23年度 0円) ○県産農林水産物輸出応援農工商連携ファンド事業に係る貸付金 1,600,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○農地保有合理化促進費補助金 平成23年度 17,333,444円 ○福岡県後継人材育成対策等事業費補助金 (青年農業者等育成確保推進事業) 平成23年度 3,516,000円 ○福岡県農林水産物安全対策関係事業費補助金 (減農薬・減化学肥料栽培認証事業) 平成23年度 475,000円 ○福岡県農業振興対策事業費補助金 (農業活性化等推進事業) 平成23年度 6,100,000円 ○補償債務残高 62,391,790円 (平成23年度末)
福岡県道路公社	<p>福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理 	<p>県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、当公社の債務について債務保証を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円 (うち平成23年度 0円) ○冷水有料道路事業負担金 平成23年度 867,000,000円 ○保証債務残高 35,417,840,693円 (平成23年度末)
福岡県土地開発公社	<p>地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 3,000,000,000円 (うち平成23年度 0円) ○福岡県土地開発基金貸付金 1,063,358,560円 (うち平成23年度 0円)

<p>公益財団法人 アクロス福岡</p>	<p>国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、福岡県における文化の振興及び文化に関する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 音楽芸術、舞台芸術等の芸術文化の振興に関する事業 2 国際的な学術文化等の交流に関する事業 3 地域文化の振興に関する事業 4 生活、文化、行政、観光等にかかる情報の提供に関する事業 5 福岡県がアクロス福岡内に設置する国際・文化・情報に関するセンターの管理及び運営に関する事業 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	<p>県は、基本金の66.7%を出資するとともに、当財団を福岡県国際文化情報センターの指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○アクロス福岡出資金 200,000,000円 (うち平成23年度 0円)</p> <p>○福岡県国際文化情報センター管理運営料 平成23年度 244,202,000円 (施設の利用料金収入 495,114,605円)</p>
--------------------------	--	--

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等22か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関22機関
 (2) 監査対象期間：平成23年度
 (3) 監査実施期間：平成24年5月8日～平成24年6月21日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成24年6月4日～平成24年6月6日
朝倉農林事務所	平成24年5月29日～平成24年5月31日
八幡農林事務所	平成24年6月12日～平成24年6月15日
飯塚農林事務所	平成24年5月8日～平成24年5月10日
筑後農林事務所	平成24年5月15日～平成24年5月17日
行橋農林事務所	平成24年5月21日～平成24年5月23日
農業大学校	平成24年6月12日
農業総合試験場	平成24年6月12日～平成24年6月14日
農業総合試験場豊前分場	平成24年6月7日
農業総合試験場筑後分場	平成24年6月15日
農業総合試験場八女分場	平成24年6月1日
農業総合試験場果樹苗木分場	平成24年6月15日
中央家畜保健衛生所	平成24年6月15日
北部家畜保健衛生所	平成24年5月24日
両筑家畜保健衛生所	平成24年5月24日
筑後家畜保健衛生所	平成24年6月15日
筑後川水系農地開発事務所	平成24年6月18日～平成24年6月21日
森林林業技術センター	平成24年6月15日
水産海洋技術センター	平成24年6月18日～平成24年6月19日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成24年6月7日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成24年5月21日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成24年6月1日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、施設（設備）整備に係る補助事業については、その審査や履行確認等が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

調定の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組み状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

賃金、報償費、旅費、交際費、需用費の執行状況

ウ 人件費

通勤手当の変更分の認定及び支給並びに高速加算の精算の状況、報酬の支給状況

エ 契約

役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の契約締結及び履行確認の状況、単価契約及び長期継続契約の状況

オ 公有財産

増減及び管理の状況

カ 物品

新規受入れ物品及び既存の物品の管理状況

キ 工事

工事の執行状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

農林事務所 6 機関

イ 監査の内容

施設（設備）整備に係る補助事業について

ウ 監査の視点

(ア) 交付申請及び交付決定に係る事務手続きは、適正にされているか。

(イ) 交付決定時における設計積算等の審査は、適正にされているか。

(ウ) 変更交付決定を行っている場合、これに係る事務手続きは、適正にされているか。

(エ) 事業実績確認、額の確定及び精算払い等に係る事務手続きは、適正にされているか。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工 事	1	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
農林水産部	財 産	1	毒物及び劇物取締法で定める毒劇物の管理が適正に行われていなかった。
計		2	

2 重点事項

6 農林事務所の監査対象期間中の補助事業1,628件のうち、175件（抽出率10.7%）を抽出し調査を行った。抽出した175件のうち、変更交付決定を行っていた補助事業は55件であった。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (ア) 交付申請及び交付決定に係る事務手続きは、適正に行われていた。
- (イ) 交付決定時における設計積算等の審査は、一部不備なものが見受けられた。
- (ウ) 変更交付決定に係る事務手続きは、適正に行われていた。
- (エ) 事業実績確認、額の確定及び精算払い等に係る事務手続きは、一部不備なものが見受けられた。

今後とも、補助事業の執行に当たっては、適正な審査や事務手続きに努めることが望まれる。

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局105機関
 (2) 監査対象期間：平成23年度
 (3) 監査実施期間：平成24年7月3日～平成24年7月25日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
秘 書 室	平成24年7月10日
総 務 部 行 政 経 営 企 画 課 人 事 課 財 政 課 税 務 課 財 産 活 用 課 県 民 情 報 広 報 課 消 防 防 災 課 総 務 事 務 セ ン タ ー シ ス テ ム 管 理 課 私 学 学 事 振 興 局 学 事 課 私 学 学 事 振 興 局 私 学 振 興 課 (11課)	平成24年7月3日～平成24年7月6日
企画・地域振興部 総 合 政 策 課 広 域 地 域 振 興 課 市 町 村 支 援 課 情 報 政 策 課 調 査 統 計 課 空 港 対 策 局 空 港 整 備 課 空 港 対 策 局 空 港 計 画 課 (7課)	平成24年7月11日～平成24年7月12日
新社会推進部 社 会 活 動 推 進 課 青 少 年 課 県 民 文 化 ス ポ ー ツ 課 男 女 共 同 参 画 推 進 課 生 活 安 全 課 国 際 交 流 局 交 流 第 一 課 国 際 交 流 局 交 流 第 二 課 (7課)	平成24年7月3日～平成24年7月6日
保健医療介護部 保 健 医 療 介 護 総 務 課 健 康 増 進 課 保 健 衛 生 課 医 療 指 導 課 薬 務 課 医 療 保 険 課 高 齢 者 支 援 課 介 護 保 険 課 (8課)	平成24年7月3日～平成24年7月6日

監査対象機関名	監査実施日
<p>福祉労働部</p> <p>福祉総務課 子育て支援課 児童家庭課 障害者福祉課 保護・援護課 労働局労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和対策局調整課 (9課)</p>	<p>平成24年7月17日～平成24年7月20日</p>
<p>環境部</p> <p>環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視指導課 自然環境課 (6課)</p>	<p>平成24年7月10日～平成24年7月11日</p>
<p>商工部</p> <p>商工政策課 中小企業振興課 中小企業経営金融課 国際経済観光課 新産業・技術振興課 工業保安課 企業立地課 (7課)</p>	<p>平成24年7月3日～平成24年7月5日</p>
<p>農林水産部</p> <p>農林水産政策課 農山漁村振興課 農林水産物安全課 団体指導課 園芸振興課 水田農業振興課 経営技術支援課 畜産課 農村整備課 林業振興課 森林保全課 水産局漁業管理課 水産局水産振興課 (13課)</p>	<p>平成24年7月10日～平成24年7月19日</p>
<p>県土整備部</p> <p>県土整備総務課 企画交通課 用地課 道路維持課 道路建設課 河川課 河川開発課 港湾課 砂防課 高速道路対策室 水資源対策課 (11課室)</p>	<p>平成24年7月17日～平成24年7月20日</p>

監査対象機関名	監査実施日
建築都市部 建築都市総務課 都市計画課 建築指導課 公園街路課 下水道課 住宅計画課 県営住宅課 営繕設備課 (8課)	平成24年7月10日～平成24年7月13日
会計管理局	平成24年7月10日
議会事務局	平成24年7月23日～平成24年7月25日
教育庁 総務課 財務課 文化財保護課 企画調整課 社会教育課 教職員課 施設課 高校教育課 義務教育課 人権・同和教育課 体育スポーツ健康課 (11課)	平成24年7月17日～平成24年7月20日
人事委員会事務局	平成24年7月10日
監査委員事務局	平成24年7月10日
警察本部	平成24年7月23日～平成24年7月25日
労働委員会事務局	平成24年7月20日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

調定の状況、債権管理の状況、収入未済解消の取組及び不納欠損の状況、証紙収入の消印の状況及び金額の確認

イ 支出

前渡資金の精算の確認、賃金、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬の支給状況、通勤手当の変更分の認定状況及び高速加算の精算の状況

エ 契約

契約の締結及び履行確認並びに長期継続契約の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

工事の執行状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 指定事業の監査の範囲等

ア 指定事業のテーマ

「インターネットを活用した県民向けのシステム」

イ 監査対象機関名及び監査対象事業名

監査対象機関名		監査対象事業名
総務部	県民情報広報課	ふくおかインターネットテレビ
新社会推進部	青少年課	青少年アンビシャス運動ホームページ
警察本部		県民コミュニケーションシステム

ウ 監査の視点

イの監査対象事業の利用状況等について、有効性、効率性及び適法性の観点から監査した。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	説 明
建築都市部 都市計画課	収入	開発行為手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。（5件、80,010円）
教育庁 教職員課	収入	教育職員免許手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。（131件、409,900円）
教育庁 人権・同和教育課	収入	地域改善奨学資金貸付金償還金は、収入未済額が2,394,085,807円となっており、前年度に比べて193,352,166円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。（1件）

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
保健医療介護部	支出	介護保険苦情処理業務支援補助金について、事業実績報告書が補助金交付要綱で定めた期日までに提出されていなかった。（1件）
福祉労働部	収入	児童扶養手当返還金は、収入未済額が41,360,812円となっており、前年度に比べて1,214,382円増加している。また、心身障害者扶養共済制度掛金収入は、収入未済額が28,351,900円となっており、前年度に比べて2,660,900円増加している。収入未済の解消に向けたなお一層の努力が望まれる。（2件）

対象部局名	調査区分	説明
商工部	収入	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて579,196,802円減少しているが、収入未済額が2,239,615,180円と多額である。(1件)

(3) 意見事項

ア 収入未済の解消について

収入未済の解消については、返済強化月間の設定や債権回収会社への委託等、様々な対策が図られているが、母子寡婦福祉資金貸付金償還金が531,729,922円、産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用が241,471,389円、農業改良資金貸付金償還金が142,446,741円、住宅管理使用料が239,802,109円と依然として多額であるため、今後とも収入未済の解消に向けた努力が望まれる。

イ 政務調査費について

政務調査費については、各会派の協力もあり議会事務局において収支報告書及び領収書等の確認が適正に行われていた。

今般、地方自治法が改正され、政務調査費についても見直しが図られている。さらなる使途の透明性の確保が望まれる。

2 指定事業

(1) 意見事項

ア ふくおかインターネットテレビ

アクセス数は目標に達していないものの、利用増に向けて、スマートフォン対応の専用画面の設定等が実施されており、今後、アクセス数の増加が期待される。

イ 青少年アンビシャス運動ホームページ

アクセス数の目標を設定するとともに、アクセス数の増加に向けた改善策を検討する必要がある。

ウ 県民コミュニケーションシステム

アクセス数が大幅に増加しており、県民に広く利用されているシステムであると認められる。

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
 (2) 監査対象期間：平成23年度
 (3) 監査実施期間：平成24年5月8日～平成24年6月20日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成24年5月15日～平成24年5月18日
久留米県土整備事務所	平成24年5月29日～平成24年5月31日
南筑後県土整備事務所	平成24年6月12日～平成24年6月15日
直方県土整備事務所	平成24年6月12日～平成24年6月15日
京築県土整備事務所	平成24年5月22日～平成24年5月24日
朝倉県土整備事務所	平成24年6月5日～平成24年6月7日
八女県土整備事務所	平成24年5月8日～平成24年5月10日
北九州県土整備事務所	平成24年6月5日～平成24年6月8日
田川県土整備事務所	平成24年5月8日～平成24年5月10日
飯塚県土整備事務所	平成24年5月29日～平成24年5月31日
那珂県土整備事務所	平成24年5月22日～平成24年5月24日
五ヶ山ダム建設事務所	平成24年5月15日～平成24年5月16日
伊良原ダム建設事務所	平成24年5月17日～平成24年5月18日
苅田港務所	平成24年6月19日～平成24年6月20日
流域下水道事務所	平成24年6月19日～平成24年6月20日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の変更契約手続きについては、その手続きの時期や方法を重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

県土整備費負担金、県土整備使用料、県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定及び収入事務

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

エ 契約

契約の締結及び履行確認事務

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工並びに契約変更の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

県土整備事務所等15機関

イ 監査の内容

工事の変更契約手続きについて

ウ 監査の視点

(ア) 変更指示の時期は、工事開始直後や工事完成直前等になっていないか。

また、設計や変更契約したものが全て変更指示の中に記載されているか。

(イ) 変更設計及び変更契約は、変更指示後変更率が3割以上の場合、概ね1ヶ月以内に行われているか。

(ウ) 変更率が3割以上の変更契約については、変更契約までに追加の契約保証金の手続きがされているか。

(エ) 変更契約どおり施工されているか。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	説 明
南筑後県土整備事務所	収入	工事の負担金収入について、資金計画に定められた期限までに調定が行われていないものがあった。（2件）

(2) 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	区分	件数	説 明
県土整備部	契 約	10	工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた。
	工 事	1	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
	計	11	

2 重点事項

15出先機関の監査対象期間中の工事5,218件のうち、248件（抽出率4.8%）を抽出し調査を行った。抽出した248件

のうち、当初請負契約から 3 割以上の変更額となった工事は 45 件であった。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (ア) 変更指示の時期は適正に行われていたが、変更指示の内容に一部不備なものが見受けられた。
- (イ) 当初請負契約額から 3 割以上の変更増に伴う手続きが、遅延していたものが 6 件あった。
- (ウ) 当初請負契約額から 3 割以上の変更増に伴う変更契約について、変更契約までに追加の契約保証金の手続きがされていないものが 3 件あった。
- (エ) 変更契約どおり施工されているかについては、適正に行われていた。

以上のように、改善を要するもの（注意事項）が 9 件あったが、それ以外は概ね適正に行われていた。今後とも、工事の契約変更においては、変更理由及び変更時期等適正な事務処理に努めることが望まれる。

なお、軽微な変更の取扱いについては「土木部所管土木事業に係る工事事務の取扱いについて（昭和 49 年 5 月 1 日付 49 土管第 70 号、平成 17 年 11 月 7 日改正）」に基づき処理されているところであるが、出先機関によって対応が異なっている面が見受けられた。統一的な処理が行われるよう具体的な検討が望まれる。

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡児童相談所等54か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月27日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関54機関

(2) 監査対象期間：平成23年10月1日、平成23年11月1日、平成23年12月1日又は平成24年1月1日から監査実施日まで

(3) 監査実施期間：平成24年4月25日～平成24年7月30日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
福岡児童相談所	平成24年1月1日から 平成24年7月20日まで	平成24年7月20日
大牟田児童相談所	平成24年1月1日から 平成24年7月26日まで	平成24年7月26日
宗像児童相談所	平成24年1月1日から 平成24年7月24日まで	平成24年7月24日
障害者更生相談所	平成24年1月1日から 平成24年7月20日まで	平成24年7月20日
粕屋新光園	平成24年1月1日から 平成24年7月13日まで	平成24年7月13日
北九州労働者支援事務所	平成24年1月1日から 平成24年7月19日まで	平成24年7月19日
筑後労働者支援事務所	平成24年1月1日から 平成24年7月27日まで	平成24年7月27日
福岡高等技術専門学校	平成24年1月1日から 平成24年7月30日まで	平成24年7月30日
小竹高等技術専門学校	平成24年1月1日から 平成24年7月17日まで	平成24年7月17日
久留米高等技術専門学校	平成24年1月1日から 平成24年7月27日まで	平成24年7月27日
大牟田高等技術専門学校	平成24年1月1日から 平成24年7月25日まで	平成24年7月25日
小倉高等技術専門学校	平成24年1月1日から 平成24年7月18日まで	平成24年7月18日
教育センター	平成23年12月1日から 平成24年6月27日まで	平成24年6月27日
英彦山青年の家	平成23年11月1日から 平成24年5月30日まで	平成24年5月30日
築上西高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月28日まで	平成24年6月28日
門司大翔館高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月6日まで	平成24年6月6日
小倉高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月7日まで	平成24年6月7日
戸畑高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月5日まで	平成24年6月5日
ひびき高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月4日まで	平成24年7月4日
戸畑工業高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月29日まで	平成24年5月29日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
若松商業高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月9日まで	平成24年7月9日
八幡高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月22日まで	平成24年5月22日
八幡工業高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月21日まで	平成24年6月21日
東筑高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月16日まで	平成24年5月16日
折尾高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月15日まで	平成24年5月15日
宗像高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月3日まで	平成24年7月3日
福岡魁誠高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月11日まで	平成24年5月11日
須恵高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月9日まで	平成24年5月9日
博多青松高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月23日まで	平成24年5月23日
柏陵高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月12日まで	平成24年7月12日
修猷館高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月22日まで	平成24年6月22日
筑前高等学校	平成23年10月1日から 平成24年4月26日まで	平成24年4月26日
太宰府高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月13日まで	平成24年6月13日
武蔵台高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月25日まで	平成24年5月25日
筑紫高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月8日まで	平成24年6月8日
久留米筑水高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月19日まで	平成24年6月19日
明善高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月11日まで	平成24年7月11日
伝習館高等学校	平成23年10月1日から 平成24年4月25日まで	平成24年4月25日
大牟田北高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月15日まで	平成24年6月15日
ありあけ新世高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月18日まで	平成24年5月18日
八女高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月10日まで	平成24年5月10日
八女農業高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月24日まで	平成24年5月24日
朝倉高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月29日まで	平成24年6月29日
朝倉光陽高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月31日まで	平成24年5月31日
稲築志耕館高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月12日まで	平成24年6月12日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
嘉穂高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月17日まで	平成24年5月17日
嘉穂東高等学校	平成23年12月1日から 平成24年6月1日まで	平成24年6月1日
嘉穂総合高等学校	平成24年1月1日から 平成24年7月5日まで	平成24年7月5日
鞍手高等学校	平成23年11月1日から 平成24年5月8日まで	平成24年5月8日
古賀特別支援学校	平成23年12月1日から 平成24年6月14日まで	平成24年6月14日
福岡特別支援学校	平成24年1月1日から 平成24年7月13日まで	平成24年7月13日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成24年1月1日から 平成24年7月10日まで	平成24年7月10日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成23年12月1日から 平成24年6月20日まで	平成24年6月20日
小郡特別支援学校	平成23年12月1日から 平成24年6月26日まで	平成24年6月26日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

監 査 対 象 部 局 名	区 分	件 数	内 容
教育委員会	賃 金	1	臨時職員の任用更新手続きが行われていなかった（1機関）。
	旅 費	5	旅行雑費の算定に誤りがあった（2機関）。

監 査 対 象 部 局 名	区 分	件 数	内 容
教育委員会	旅 費	5	宿泊料の算定に誤りがあった（2 機関 3 件）。
	その他需用費	1	修繕の請負契約額が予定価格を超過していた（1 機関）。
	計	7	